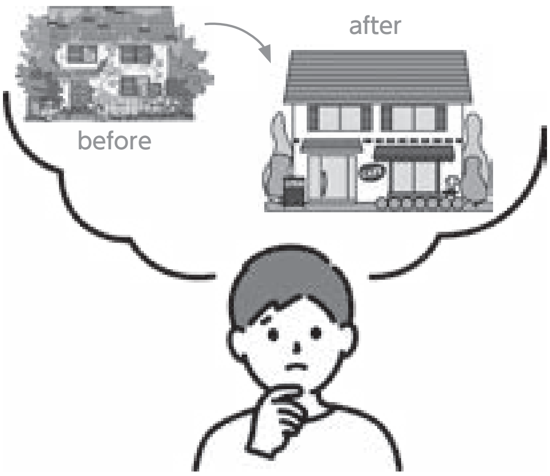

お住まいの未来 少し考えてみませんか？

利用目的のない空き家が全国的に増加しています。空き家の所有者は、周辺環境に影響を及ぼさないように、適切な管理を行うこととされていますが、時間が経過すればするほど、処分や活用が困難になるといわれています。

■問／住宅政策課　℡573－2751

「住まい」が「空き家」になる前の準備が大事

空き家の６割は相続により発生しています。売却をするのか、賃貸をするのか、ずっと維持するのか…不動産は大切な資産です。住まいの未来を、家族や専門家に相談してみましょう。市では、空き家にしないためのポイントをまとめたパンフレットを作成しました。

▲市ホームページでも公開しています。

建物の管理は、所有者の責任！

建物は使われなくなると急速に老朽化します。時間の経過とともに、雨どいの劣化により雨漏りが発生したり、屋根や壁が崩落したり…見た目の悪化や建物の価値を下げるだけでなく、周辺の生活環境に悪影響を及ぼします。

また、市が著しく危険と判断すると「特定空家等」に認定され、その後勧告を受けると、固定資産税住宅用地の特例を除外され、税額が高くなることもあります。

（国土交通省資料より）

令和６年４月から相続登記が義務化されます。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

「空き家」の活用にはこういった方法も！

空き家バンク

市内の空き家の売却や賃貸情報を登録・掲載しています。１回の登録で、市の空き家バンクのほか、全国版空き家バンクに掲載でき、情報を全国に発信できます。

■実績（令和５年３月末現在）
登録件数　延べ164件
成約件数　延べ　95件

◀空き家バンクホームページ

空き家への補助制度

空き家バンク物件のリフォーム費用、家財道具の処分や清掃費用への補助制度があります。

補助対象	対　象	補助内容
空き家バンクを通して購入した物件のリフォーム費用	・本市に移住された方 ・新婚、子育て世帯	費用の１／２（上限150万円）
空き家バンクに登録した物件の家財道具の処分費用や清掃費用	所有者	費用の１／２（上限10万円）

他にも

相続などにより取得した空き家を更地にするなどして譲渡し、一定の要件に当てはまる場合は、譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けられる場合があります。

◀詳しくは市ホームページをご覧ください。

臨時災害ラジオ放送　万一災害が発生した場合、市は、ＦＭポコ（76.2MHz）を「臨時災害ラジオ放送局」として、避難所やライフラインなどに関する緊急情報をお知らせします。　●問／危機管理室℡525－3793